

神河町特急はまかぜ利用促進 補助金制度の御案内

10 / 1
制度拡大

J R 播但線は、通勤・通学、買い物など住民の暮らしに欠かせない路線で、特急はまかぜも運行されており、但馬と播磨を結ぶ重要な役目を持っています。

また、観光など交流人口の拡大や災害時における予備的交通網（リダンダンシー）を確保するためにも必要不可欠なものです。

これからも移動手段の一つとして J R 播但線の維持・存続を図るため、令和 5 年 4 月 1 日から特急はまかぜ利用促進補助金制度を創設しましたので、お出かけ等の際にはこれまで以上に特急はまかぜの利用をお願いします。

令和 5 年 1 0 月 1 日以降の御利用分から、個人利用の際の補助金の額を補助対象経費の 2 分の 1（拡大前 1 0 分の 3）とし、併せて同一年度内の上限額を 1 2, 0 0 0 円（拡大前 6, 0 0 0 円）に引き上げします。（申請書が変更になりますので御注意ください。）

補助対象者

1. 個人（町内に住所を有する）
2. 町民によって構成された 4 人以上の団体

補助対象にならない場合

1. 国、県又は他の地方公共団体等から同趣旨の補助金等の交付を受け、又は受けようとしているとき
2. 勤務先から旅費等の支給があるとき
3. 寺前駅において乗車又は降車をしないとき
4. 補助対象者及びその同居家族に町税等（税外収入を含む）の滞納があるとき
5. その他、町長が不相当と認めるとき

補助対象経費

特急はまかぜの利用に関する普通乗車券及び特急券（指定席含む）の購入に要した経費

補助金の額

1. 個人 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（1 0 円未満切り捨て）
ただし、1 人につき同一年度内 1 2, 0 0 0 円を上限とする。
2. 団体 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（1 0 円未満切り捨て）
ただし、1 団体につき同一年度内 4 8, 0 0 0 円を上限とする。

※ 1 回の乗車で、個人分と団体分を重複して申請することはできません。

申請に必要な書類

- ・ 神河町特急はまかぜ利用促進補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ・ 普通乗車券等の利用区間、補助対象経費の額を証する書類（購入済みの普通乗車券等の写し等）
- ・ 会則若しくは規約又はこれらに準ずる定め … 団体の場合
- ・ 補助金に関するアンケート

※ 申請書及びアンケートの様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

申請書類提出方法

補助金の申請は 1 ヶ月ごとにまとめて、利用後速やかに提出してください。（概ね利用月の翌月末を目途に）

1. ひと・まち・みらい課へ直接持参（神崎支庁舎では受付できません。）
2. 郵送
3. F A X
4. メール

※ 不足書類のないように御注意ください。

問い合わせ・提出先

神河町ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

TEL : 0790-34-0002

FAX : 0790-34-0691

メール : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

町ホームページアドレス <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002364.html>

神河町特急はまかぜ利用促進補助金 Q & A

Q : 会社の出張で特急はまかぜを利用し、出張旅費が支給されますが、補助金の対象になりますか。

A : 補助対象になりません。

Q : 福崎駅で乗降し、大阪駅まで特急はまかぜを利用した場合は、補助対象になりますか。

A : 寺前駅で乗車・降車することが条件になっていますので、補助対象になりません。

Q : 特急はまかぜで、行きは寺前駅から大阪駅まで乗車し、帰りは福崎駅で下車して車で帰ったのですが、補助金はどうなりますかか。

A : 帰りは寺前駅で降車されていませんので、行きの分のみ補助対象になります。

Q : 寺前駅から京都駅まで行きは普通列車を利用し、帰りは大阪駅から特急はまかぜを利用したのですが、補助の申請はどうなりますか。

A : 往復利用されていますので、『J R 播但線利用促進補助金』『特急はまかぜ利用促進補助金』の2種類の申請書を提出してください。
それぞれの補助対象金額を計算して支給します。

Q : 4人以上の「団体」として申請する場合、会則や規約などを申請書に添付することになっていますが、会則や規約がない場合は、団体とみなされないのでしょうか。

A : 団体とみなす基準として、会則や規約などが定まっていることを条件にしています。
ただし、より多くの住民の皆様の特急はまかぜを利用していただきたいため、会則や規約がない場合の取り扱いについては、担当課まで御相談願います。
具体例としては、家族や友人との4人以上の旅行は団体の対象外とし、会則や規約がない団体でも、団体専用の口座がある場合については、なるべく補助対象とする予定です。

Q : 宿泊旅行のため、行きと帰りが別の日になっていますが、補助対象になりますか。

A : 補助対象になります。

Q : J R の割引を受けた普通乗車券と特急券を購入しましたが、割引後の購入金額に対して補助金が支払われるのでしょうか。

A : 実際に購入された購入金額に対して、補助金を支払います。

Q : 普通乗車券等の利用区間、補助対象経費の額を証する書類（購入済みの普通乗車券等の写し等）はどんなものですか。

A : J R 窓口等で発行される領収書、旅行会社から発行される領収書や降車駅された駅の改札で「乗車記念印」を押印を受けた乗車券、旅行会社を利用された場合は利用内容が分かる領収書、購入された乗車券等の画像で、利用区間や対象経費がわかるものを添付してください。

Q : 補助対象になるのは、切符の購入だけでしょうか。

I C カード（I C O C A 等）による乗車やインターネットを經由したモバイルチケットなどは対象外になるのでしょうか。

A : I C カードやモバイルチケットによる乗車も、購入代金や乗車区間等がの必要事項が確認できる書類や写真、画面の写しを添付してもらうことで必要事項が確認できれば、補助対象となります。（I C カードへのチャージができる券売機で利用明細が発行できるほか、スマホにカードをかざせば利用明細が表示できるアプリもあります。）
なお、I C カードへのチャージのみではJ R 利用が確認できませんので、補助対象にはなりません。

Q : 切符等、特急はまかぜを利用した証明書類を紛失してしまいました。

A : 特急はまかぜを利用した区間や費用がわかりませんので、補助金の支払いはできません。

Q : 申請書類はどこで手に入りますか。

A : 町のホームページ又は神河町役場本庁舎2階のひと・まち・みらい課で入手してください。
町ホームページアドレス <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002365.html>

Q : 先月分の申請を忘れていましたので、今月分と2ヵ月分まとめて申請しても大丈夫ですか。

A : まとめて申請してもらっても大丈夫ですが、申請書を2枚に分けて提出してください。

Q : 税等の滞納がないことを証明する書類を添付する必要がありますか。

A : 申請書兼請求書の下段に「同意欄」がありますので、同意された場合は添付の必要はありません。
なお、同意されない場合や滞納がある場合は、申請を却下することがあります。